2　トルクメニスタン政府は、次の措置をとる。

(1)　(a)　駐在員、職員及びそれらの家族に対し、国外から送金される給与及び手当に対して又はこれらの給与及び手当に関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(b)　駐在員、職員及びそれらの家族に対し、次のものの輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び私用に供される消費財

(iii)　トルクメニスタンに派遣される駐在員一名につき一台、職員一名につき一台、駐在員の家族につき一台及び職員の家族につき一台の自動車

(c)　トルクメニスタンに自動車を輸入しない駐在員、職員及びそれらの家族に対し、当該駐在員、職員及びそれらの家族が自動車を現地購入する場合には、駐在員一名につき一台、職員一名につき一台、駐在員の家族につき一台及び職員の家族につき一台の自動車に対して課される付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(d)　駐在員、職員及びそれらの家族に対し、(b)(iii)及び(c)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(e)　駐在員、職員及びそれらの家族に対し、その任期中、トルクメニスタンに入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(f)　駐在員及び職員に対し、身分証明書を発給すること。

(g)　駐在員及び職員に対し、空港及び海港において、専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員を送迎するための便宜を与えること。

(h)　駐在員、職員及びそれらの家族に対し、自動車運転免許証の取得のための便宜を与えること。

(i)　駐在員及び職員に対し、この協定に関係する任務の遂行に必要な支援を行うこと。

(2)　(a)　事務所に対し、事務所の活動に必要な設備、機械及び資材（自動車含む。）の輸入に関し、租税（関税を含む。）、課徴金及び全ての種類の手数料並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(b)　事務所に対し、事務所の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材（自動車含む。）の現地購入に関し、付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(c)　事務所に対し、(a)及び(b)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(d)　事務所に対し、事務所の経費であって国外から送金されるものに対して又はこれに関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

3　2に規定する自動車が、その後トルクメニスタン内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対してそれらの租税（関税を含む。）が課される。

4　トルクメニスタン政府は、駐在員、職員及びそれらの家族並びに事務所に対し、トルクメニスタンにおいて同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の駐在員、職員及びそれらの家族並びに事務所に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

第十条

トルクメニスタン政府は、トルクメニスタンに滞在する専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員、駐在員、職員及びそれらの家族に関し、トルクメニスタンにおいて同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員、駐在員、職員及びそれらの家族に与えられている安全及び保護と同一の水準の安全及び保護を確保するために、必要な措置をとる。

第十一条

両政府は、この協定から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項（個々の技術協力計画を通じ取得された情報の秘密性を含む。）についても相互に協議する。

第十二条

1　この協定の規定は、この協定が効力を生じた後、この協定が効力を生ずる前に開始した個別の技術協力計画にも適用され、また、当該計画に関連するトルクメニスタンに滞在中の専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員、駐在員、職員及びそれらの家族並びに当該計画に関連する設備、機械及び資材にも適用される。

2　この協定の終了は、両政府間の相互の同意により別段の決定が行われる場合を除くほか、実施中の個別の技術協力計画が完了する日までの間当該計画に影響を与えるものではなく、また、当該計画に関連する任務を遂行するためにトルクメニスタンに滞在中の専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員、駐在員、職員及びそれらの家族に対して与えられる特権、免除及び便宜に影響を与えるものではない。

第十三条

1　この協定は、日本国政府がトルクメニスタン政府からこの協定の効力発生のために必要な国内手続を完了した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

2　この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し少なくとも六箇月の予告をもって協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、毎年自動的に一年ずつ更新される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十三年九月十一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
松山政司

トルクメニスタン政府のために
ラシド・メレドフ

○財務省告示第三百四十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十五年十一月六日

財務大臣　麻生　太郎

輸出統計品目表第二九二九・一〇号中

「	100	――トリレンジイソシアナート	KG	」を
「	100	――トルエンジイソシアナート（トリレンジイソシアナート）	KG	」に

改める。

輸出統計品目表第三八二四・九〇号中

「	200	――修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。）	NO	KG	」を

削る。

輸出統計品目表第三八二五・一〇号中

「	110	――第84.71項の機械のもの	NO	KG	」を

削る。

輸出統計品目表第七二〇九・一八号中「限る」の下に「ものとし、ブリキ原板を除く」を加える。

輸出統計品目表第七三〇七・九一号を次のように改める。

7307.91	000	――フランジ	KG	

輸出統計品目表第八四七〇・五〇号を次のように改める。

8470.50	000	―金銭登録機	NO	

輸出統計品目表第八五一八・二一号を次のように改める。

8518.21	000	――単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）	NO	